

検証 良心の自由

レッド・バナー70年

新聞の罪と居直り

—毎日新聞を手始めに—

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

「レッド・ページ」の定義

一般には「共産党員とその同調者を公職・企業などから追放すること」（広辞苑）とある。だが、実際には、（追放側の線引きにおいて）誤認、錯誤、さらに悪意の便乗上乘せなどがあり、実際の被害は「共産党とその同調者」を超え広範に及んでいる。

そこで、本稿では

「マッカーサー書簡などGHQ（連合国軍総司令部）占領軍の強要を端緒に、GHQ、日本政府、企業経営者などが複合して、特定の職員・従業員を共産主義者および同調者と決めつけて解雇した不当労働行為で、良心の自由を侵した憲法違反（14条・19条・21条・27条）の人権差別」と定義する。

検証すべき要点はいくつかある。

第1 弾圧の主体

研究者によって、GHQを主体とする説と日本政府および企業自体を主体とする説がある。これは裁判での立証もからんで争点となっている。だが、被害者の視座に立てば、この3者の全体が加害者であり殊更に分離する要はない。よって本稿では、占領軍を含む統治権力全体を国家と捉え、GHQを超国家権力と位置づ

けて日本政府の免罪をはかる立場をとらない。したがって、占領期に生じた国家責任は、占領解除後を引き継いだ日本政府が引き継ぐことになる。そこで「複合」の表現をとることにした。

第2 共産主義者および同調者の線引き

概念上の線引きは可能としても、実際上は不可能に近い。さらに同調者と非同調者の線引きは、線引きする強権者の恣意のままになっている。もともと、個人の思想信条を第三者が判別すること自体が不可能であり、一切を強権を揮う雇用主による人権侵害と捉えるのが妥当。したがって本稿では共産主義者、同調者、非同調者の線引きはせず、解雇された全員を被害者と捉える。

ただ、現実の被害者感情の中に「共産党員は党の指令と方針に従って行動しているのだから、これを嫌う権力によって排除されるのは仕方ない。これに比べ、党員でも同調者でもないのに同じ排除をうけるのは堪ったもんじゃな」という思いがあるのは事実であり、これは丁寧には捉えなければならない。

また、裁判および労働委員会の裁定にあつては、実質、線引きが争点になっており、これを無視するものではない。したがって事実関係にかかると文脈では各当該用語をそのまま用い、正確かつ丁寧に扱うこととする。

その上で、弾圧加害者に対する被害者としては一体であり、連帯して当たる視点からも分断をまねくような表記を避け、一切の

線引きをしない立場で当たる。

第3 弾圧の起点と時期

右定義には明示していないが、起点、および時期も論点になっている。一般に知られた通説ではマッカーサーが吉田茂首相宛てに発した1950年6月6日付から同7月18日付に至る複数の書簡をもって起点とし、「共産主義者及び同調者」と明示して断行した同年末までの解雇を「レッド・ページ」としている。

これに対し、研究者によつては解雇の実態に着目し、1949年の教職員・ページやイールズによる赤狩り、前後しての公務員等の人員整理、企業整理（合理化）、さらには1946年の読売争議にまで遡る考え方があり、むしろ、起点および時期を広げる考え方が有力になっている。

よつて、右書簡によつて対象を明示された解雇（追放）をいわば狭義の「レッド・ページ」と認識したうえで、起点および期間を区切ることなく、「共産主義者および同調者」と決めつけ、あるいは口実とし、また解雇理由の明示があるかないかを問わず、戦後における共産主義者を標的とした一切の不当解雇を、不当労働行為、憲法違反の人権弾圧と捉えることにした。これは第3部で集中検証する。

なお用語としての「レッド・ページ」は、英語のカタカナ表記ではない。もともと英語圏に red purge という語はなく、その意味では和製英語になる。この経緯に詳しい研究者・平田哲男によると、当時の全学連が闘争スローガンで「レッド・ページ反対」

等と表記したのが最初で、追つてマスコミが使い出し、ついにはGHQ、政府の文書にも表記されるようになり、一般化した。

よつて、日本語での語源は赤。白川静の『字統』（平凡社）によれば、人に火を加えた形で、火によつて人の罪科を祓う古儀による。そこから赤心、赤忠、赤貧をあらわし一切空を意味する。

であれば、良心の証しともなるわけで、この良心を強権で排除したのだから国家犯罪、ここに極まることになる。良心排除の和製英語、レッド・ページとは、よくぞ付けたりとなる。

【用語】

・原則「レッド・ページ」の表記を用いる。ただし、書名、あるいは、筆者が特段の意味合いを込めていると思われる場合は原文通り「レッド・ページ」とする。なおレッド・ページの渦中に用いられた例はほとんどないので、現在進行形の文脈では当時の用例である「赤追放」等をそのまま用い、「レッド・ページ」は用いない。

・「追放」と「解雇」は実態は「解雇」だが、戦時中の戦争責任者を公職追放した先行例にならつて「追放」とする新聞見出し等もあり、慣用として「追放」(ページ)も併用する。ただし雇用関係等で正確を期す場合等は「解雇」を用いる。またマッカーサー書簡では「罷免」「排除」となっており、この文脈での記述では、これも用いている。

・引用文献によつて「共産主義者とその同調者」と「共産党員とその同調者」との両表記があるが、解雇通知の際には前者が用いられているので、原則、前者の表記を用いる。

・GHQは連合国軍総司令部の略称として広く使われており、この用例による。厳密には第3部第2点で検証する。

・マッカーサー書簡は、単なる「書簡」ではなく、行政執行命令の性格を帯びている。詳しくは10ページの注を参照。

目次

「レッド・パージ」の定義 2

はじめに 6

第一部 追放の事実 9

- 発端 9
- 7月28日の新聞社 11
- 7月28日の前夜 15
- 7月28日の4日前 17
- 7月28日の2カ月前 21
- 新聞協会が下請け全国行脚 26
- 語るに落ちた内幕 28

第二部 追放の被害者 30

- 第一章 追放された人間像 30
 - 寫 信正 30
 - 三上正良 37
 - 土井正興 43
 - 小林登美枝 48
- 第二章 被害者の反撃 54
 - 言論弾圧反対同盟 55

- 裁判所へ、仮処分申請 61
- 寫信正陳述書 69

第三章

- 権力に加担した労働組合 77
- 7・28に至る背景 77
- 7・28の労働組合 85
- 毎日労組に見る労働組合の本音 89
- 読売新聞の場合 94
- 新聞労連の初仕事 95
- 朝日新聞の場合 96
- 共同通信の場合 98
- 共産党の無為無策 99

第四章

- 一歩、そして一歩 101
- 法による究明 101
- 解雇後の寫 信正 114
- 解雇後の三上正良 118
- 解雇後の土井正興 123
- 解雇後の小林登美枝 130

第三部 論点提起 137

- 第一点 いつ始まり、いつ終わったか 137
- 第二点 仕掛けたのは何処の誰か 152
- 第三点 新聞は何を書き、何を書かなかったのか
——新聞と新聞記者の責任—— 169
- 第四点 連帯 179

第四部 全体の到達点と人権救済活動 191

- 埋もれた被害者 191
- 全国連絡センターに結集 鈴木章治 194
- 到達点と人権救済活動 199
 - 名譽回復・補償の必要性と意義を問う 明神 勲
 - 運動のさらなる到達点をめざして 明神 勲
 - 損害賠償訴訟と今後の展望 松山秀樹

意見・感想・問題提起 215

- 荻野富士夫／藤森研／寫信彦／天野勝文／関千枝子／今西光男／高尾義彦／山野井孝有／戸塚章介／田村徳章／藤田修二／丸山重威／林田英明／明珍美紀／東海林智／明神勲／根岸正和／水久保文明

あとがき

——いまなぜレッド・ページなのか 福島 清 233

関連資料編 237

- ▽毎日新聞労使の記録 237
- 機関紙『われら』第52号／言反同・毎日班冊子／寫陳述書／每勞10年史／牧野所感／每勞20年史／毎日100年史／三上論考／毎日池田記事／每勞50年史／毎日の3世紀／経営幹部一覽

▽関連・当事者の記録 262

新聞協会10年史／新聞労連10年史／新聞労連史／続・新聞労連史／長谷部手記／知識人の会声明／9・4朝日社説／同社説への言反同の反論／他

▽占領軍・GHQ文書 277

ポツダム宣言／初期対日方針／プレスコード／マッカーサー声明・書簡（5・3声明、6・6、6・7、6・26、7・18書簡）／GHQ反共計画／ネビア・メモ1、2、3／最高裁解釈指示

▽法・公文書 289

治安維持法／9・5閣議決定／9・12閣議了解／9・11各省事務次官通達／労働省通達

関連刊行文献 293

関連年表 296

【用語】
・数字は引用文も含め、原則として洋数字縦書きとする。ただし歴史的文献、書名などの固有名詞、「第三者」などの慣用語、引用文の筆者が特段の意味を込めていると思われる場合は原文通りとする。

企画・制作 福島清、根岸正和、水久保文明
文責・編集 大住広人
表紙 安田百合子